(ハ)　弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第６号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

②　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④　平日朝夕割引

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び宮城県道路公社が適用する平日朝夕割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

高速自動車国道第一東海自動車道と本道路を、高速自動車国道第一東海自動車道の海老名インターチェンジ（ただし、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）の圏央厚木インターチェンジ又は相模原インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）、厚木インターチェンジ又は横浜町田インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
首都圏中央連絡自動車道と本道路を、首都圏中央連絡自動車道の圏央厚木インターチェンジ（ただし、首都圏中央連絡自動車道の相模原インターチェンジから圏央厚木インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）または相模原インターチェンジ（ただし、首都圏中央連絡自動車道の高尾山インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）を経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と本道路を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
一般国道271号（小田原厚木道路）と本道路を、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ　割引率

料金の額から、カード毎の適用回数の月間累計数（２会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間利用回数」という。）に応じて、料金の額に次表に掲げる率（単位：％）を乗じて算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間利用回数が４回以下の場合を除く。

なお、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

月　間　利　用　回　数	率
５回から９回まで	70
10回以上	50

⑤　休日割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成26年４月28日に通行するＥＴＣ車のうち、普通車。

ロ　割引率

割引率は30パーセント（平成26年４月１日から平成26年６月30日までの割引率は50パーセント）とする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑥　障害者割引

イ　割引をする自動車

手帳に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

(イ)　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ)　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。